

「都市計画区域マスタープラン」の変更案に対する御意見の概要及び県の考え方

番号	都市計画区域	対象	御意見の概要	県の考え方
1	名古屋	都市づくりの目標	2027年のリニア開通で、東京一極集中によるストロー現象が起こらないような魅力的な街づくりが求められる。 (1通1名)	リニア開業に向けたまちづくりについて、P9「第2章3 都市づくりの基本方向②」において、リニア開業に向け都市機能の高次化・強化を図るとともに、地域特有の産業・歴史・文化資源、豊かな自然環境などを活かした地域づくりを進めることにより、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を図ることとしております。 また、P18「第3章5 都市づくりの目標②」などにおいて、リニア中央新幹線開業により一層高まる広域的な集客ポテンシャルを活かした名古屋駅から栄を中心とする都心部への多様な高次都市機能の集積などを進め、中京大都市圏を代表する国際的な広域拠点の役割を担うことを目指します。
2	名古屋	都市づくりの目標	次世代産業が育つような魅力的な街づくりのために、車に依存しない街づくりが必要で、街に賑わいを作るためにも公共交通機関の充実が必要です。 特に、名古屋市やその周辺の東部エリアについては、公共交通機関を軸とした集約された街づくりが必要です。 (1通1名)	車に過度に依存しない賑わいのある街づくりをするため、P18「第3章5 都市づくりの目標①」などにおいて、主要な鉄道（軌道）駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区に商業・業務、医療・福祉等の都市機能の集約を進め、その地区及びその周辺や公共交通沿線の市街地に多様な世代の居住を誘導し、集約型都市構造への転換を目指すこととしております。 また、公共交通機関の充実については、P31「第5章2 2-1 交通施設」において、公共交通と自動車交通の適切な分担を図るとともに、公共交通結節点の機能強化・充実などを図ることとしております。
3	名古屋	都市づくりの目標	人口減少と少子高齢化の進行に対する住居・医療・福祉・教育を包括した「まちづくり」を目指す。 (1通1名) 集約型都市構造を包摂型都市（コミュニティタウン）構造へ転換する。 (1) コミュニティハウスを公営住宅で補う。 (2) 学校教育施設の配置 (3) 医療施設の配置 (4) 社会福祉・介護施設の配置 (5) 交通機関・交通網の整備 (1通1名)	人口減少や少子高齢化に対するまちづくりについては、P18「第3章5 都市づくりの目標①」などにおいて、主要な鉄道（軌道）駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区に商業・業務、医療・福祉などの都市機能の集約を進め、その地区及びその周辺や公共交通沿線の市街地に多様な世代の居住を誘導し、各拠点へアクセスできる公共交通網を充実させ、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指すこととしております。
4	名古屋	下水道および河川等	魅力的な街づくりのために、川や海の水質浄化が必要です。 (1通1名)	川や海の水質浄化については、P35「第5章2 2-2 (1)ア 下水道の方針」において、下水道の整備を積極的に促進するとともに、下水道処理の高度化や合流式下水道の改善を促進し、快適な水環境の形成を図ることとしております。
5	名古屋	その他	公営住宅建設・既存公営住宅の改築・増築を進める。 (1通1名) コミュニティハウス（公営住宅団地）を拡充・増大させることにより、少子・高齢化の進行に対し、人に優しい「まちづくり」を創設する。 (1通1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、公営住宅の具体的な整備などについては記載の対象としておりません。
6	名古屋	その他	首都機能移転の準備をしておく必要があります。 (1通1名)	首都機能移転については、現時点では見通しが定かでないため、記載しておりません。今後とも国の動向を注視してまいります。

番号	都市計画区域	対象	御意見の概要	県の考え方
7	尾張	都市づくりの目標	リニア開通等により、尾張エリアが日本の中の人と物のハブ機能をさらに高く有することになるから、人と物の交流拠点エリアとして将来の日本の経済の中核を担うことを期待します。尾張地方にも税の配分を厚くし、都市計画において市街化区域の大胆な拡充を要望します。 (1通1名)	本書のP9「第2章3 都市づくりの基本方向③」において、広域幹線道路ネットワークの整備とともに、産業集積地へのアクセス道路の整備などを進め、経済活動の効率性の向上や生産力の拡大などを図ることとしております。 また、P19「第3章5 都市づくりの目標③」において、県営名古屋空港周辺などの既存工業地やその周辺に工業・物流機能のさらなる集積を進めるとともに、広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指すこととしております。
8	尾張	土地利用	市街化区域に隣接していて、人がある程度住んでいる市街化調整区域の市街化区域への編入や区域の見直しが必要ではないか。 (1通1名)	市街化区域編入については、P32「第5章1(5)市街化調整区域の土地利用の方針 エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」において、農林漁業などとの調整を行い、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった段階で、随時、市街化区域に編入することとしております。
9	尾張	土地利用	スプロール化を防ぐのではなく、隣接県との格差をつける都市化を目指してほしい。 (1通1名)	スプロール化は、都市基盤施設が整備されないまま、市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成することであり、防災上、環境上の問題だけでなく、新たな都市基盤の整備や維持管理等の都市経営に係るコストの増大を招くなどの問題があります。 人口減少・超高齢社会を踏まえると、歩いて暮らせる生活圏の形成や効率的な都市経営等に向けた集約型都市構造への転換が必要であると考えています。 なお、市街化区域編入については、P32「第5章1(5)市街化調整区域の土地利用の方針 エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」において、農林漁業などとの調整を行い、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった段階で、随時、市街化区域に編入することとしております。
10	尾張	その他	市街化調整区域に長く住んでいる人（例えば20年以上）及びその子孫は、住宅の増築や建て替えができる等の規制緩和の検討をお願いいたします。 (1通1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、個別敷地における住宅の増築や建て替えについては記載の対象としておりません。 なお、市街化調整区域における住宅の増築や建て替え等の御意見については、関係する開発許可権者に伝えます。
11	尾張	その他	市街化区域に隣接している市街化調整区域に住んでいる人に対する土地の制限（個人住宅の建て替え）の規制緩和等を考慮していただけないか。 (1通1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、個別敷地における住宅の増築や建て替えについては記載の対象としておりません。 なお、市街化調整区域における住宅の増築や建て替え等の御意見については、関係する開発許可権者に伝えます。
12	尾張	その他	子供と一緒に生活する家を建てるにも、市街化調整区域では家を建て替えることができません。同居して生活する世帯に対する優遇措置を行う等も一つの集約化ではないでしょうか。 (1通1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、個別敷地における住宅の増築や建て替えについては記載の対象としておりません。 なお、市街化調整区域における住宅の増築や建て替え等の御意見については、関係する開発許可権者に伝えます。

番号	都市計画区域	対象	御意見の概要	県の考え方
13	尾張	その他	愛知県開発審査会基準により、建設許可または開発許可がなされているが、近年規制強化に働く変更が多くなされている。この地域に移動して住みたいと思っている人や長年この地域に居住している人を困らせるような基準の改正ではなく、基準を大胆に緩和してもらいたい。 (1通1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、開発審査会基準については記載の対象としておりません。 なお、御意見については関係部局に伝えます。
14	知多	市街化調整区域の土地利用の方針	南海トラフ地震による津波対策として、市街化調整区域（豊浜棕田地区、豊丘字浜見台）に南知多町住民であれば、家が建てられるように特別地域へと見直して下さい。 (1通1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、個別地区に関する事柄については、市町村都市計画マスタープランにおいて位置づけるものであります。 なお、本書のP30「第5章 1 (5)市街化調整区域の土地利用の方針 エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」において、人口流出などにより地域の活力低下がみられるまたは予想される地域のうち地域コミュニティの維持・創出に資する地区では、必要に応じ地区計画などを活用することにより、地域の実情にあった適正な土地利用を図ることとしております。
15	知多	市街化調整区域の土地利用の方針	南海トラフ地震による津波対策として、災害に備え、町の復興を加速させるため、高台でインターの近くに住宅地域及び工業地域の設定をお願いしたい。南知多町鈴ヶ谷地区は、南知多インター、内海高校、JA花きセンター、老人福祉施設も隣接し、新しいまちづくりに適した地域です。 (1通1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、個別地区の市街化区域編入など地域に密着した都市計画に関する事項については、市町村都市計画マスタープランにおいて位置づけられるものであります。 なお、本書のP30「第5章 1 (5)市街化調整区域の土地利用の方針 エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」において、地域活力の向上に貢献すると認められる地区、人口流出などにより地域の活力低下がみられるまたは予想される地域のうち地域コミュニティの維持・創出に資する地区では、必要に応じ地区計画などを活用することにより、地域の実情にあった適正な土地利用を図ることとしております。
16	豊田	豊田市の区域区分	豊田市東山地区について、市街化区域拡張部分が不整形である。 なぜ、南側にある既存建物敷地を市街化区域に含めないのか。 (1通1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、個別地区の市街化区域編入については記載の対象としておりません。 なお、市街化区域への編入については、全体的な方針としては本書における区域区分の方針を、個別地区については市町村都市計画マスタープランへの位置付けなどを踏まえて検討することとしております。
17	西三河	岡崎市・西尾市の区域区分	岡崎市葵地区、豊富地区について、市街化区域拡張部分が不整形であり、ここにある既存施設のためだけの市街化編入はおかしい。周辺の建物がないところも編入すべきである。 (1通1名) 西尾市南中根地区について、当該地区と国道23号沿いの既存市街化区域との間に市街化調整区域が残っている。この部分も市街化区域に含めてください。 (1通1名) 西尾市寺部地区について、幡豆図書館など公共施設がある地域が西側にあるが、なぜ市街化編入しないのか。 (1通1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、個別地区の市街化区域編入については記載の対象としておりません。 なお、市街化区域への編入については、全体的な方針としては本書における区域区分の方針を、個別地区については市町村都市計画マスタープランへの位置付けなどを踏まえて検討することとしております。

番号	都市計画区域	対象	御意見の概要	県の考え方
18	東三河	都市づくりの目標	立地誘導の言葉が出てきますが、今住んでいるところで暮らしやすくすることこそ重要です。 (1通1名)	暮らしやすさについては、P7「第2章2都市づくりの理念」において、「時代の波を乗りこなし、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」を掲げ、暮らしやすさを重視した方針としております。 また、P18「第3章5都市づくりの目標①」などにおいて、主要な鉄道（軌道）駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区に商業・業務、医療・福祉等の都市機能の集約を進め、その地区及びその周辺や公共交通沿線の市街地に多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指すこととしております。 同様に人口密度の低い集落地などでは、生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の立地や地域住民の交流・活動などを促進する場の形成などを目指すこととしております。
19	東三河	都市づくりの目標	災害に備えた施策を進めてほしいです。 (1通1名)	災害に備えた施策については、P19「第3章 5 都市づくりの目標④」などにおいて、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進するとともに、公共施設や避難路沿道の建築物などの耐震化を促進し、市街地の災害の防止または軽減を目指すこととしております。
20	東三河	その他	県内にある火力発電所をすぐに中止し、再生可能エネルギーの導入を早急に進めてください。 (1通1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、エネルギー施策については記載の対象としておりません。 なお、都市部における低炭素化を図るため、再生可能エネルギーの導入や活用、建築物の低炭素化に配慮しながら、市街地形成や公共施設等の整備を進めることとしております。P10「第2章 3都市づくり基本方向⑤ 主な施策の考え方」は、誤解が生じる表現であるため、変更します。
21	東三河	その他	リニア開発は環境破壊になるので中止してください。 (1通1名)	本書は、都市計画法第13条により国土形成計画等の国の計画に適合することになっております。 国土形成計画などの国の計画には、リニア中央新幹線の建設について位置づけられており、本書はそれを踏まえた記載としております。
22	東三河	その他	道路中央の白線が消えかかっているところが多いので、直してほしいです。 (1通1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、施設管理については記載の対象としておりません。